

特定空家等に対する略式代執行の終了について

今市町地内の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項の規定に基づき、令和 5 年 8 月 22 日から略式代執行に着手していましたが、令和 5 年 9 月 20 日に終了しましたので報告します。

記

1. 特定空家等の所在及び概要

- ・所在 出雲市今市町 1 1 9 8-5 7
- ・家屋番号 1 1 9 8 番 8 の 2
- ・種類 居宅
- ・構造 木造瓦葺平屋建
- ・延床面積 3 1. 6 3 平方メートル
- ・所有者 所有者等不確知（所有者等が特定できない）

2. 実施期間

令和 5 年 8 月 22 日から令和 5 年 9 月 20 日まで

3. 略式代執行の措置内容

当該特定空家等の除却

4. 略式代執行の経過

令和 5 年 4 月 3 日	特定空家等の認定、略式代執行の決定
7 月 4 日	措置内容等の公告（出雲市告示第 2 8 9 号）
8 月 3 日	措置の期限
8 月 22 日	略式代執行宣言
9 月 20 日	略式代執行終了宣言

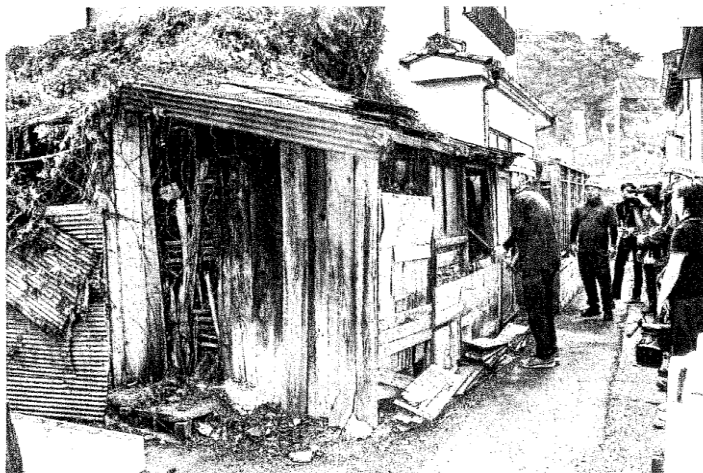
5. 施工後写真

〔施工前〕



〔施工後〕





略式代執行による建物の除去作業＝22日、出雲市今市町

略式代執行で建物除去

出雲市で初めて
住宅密集地に危険な空き家

出雲市は22日、同市今市町の特定空き家について、著しく危険な状態を周囲に与える影響が大きいとして略式代執行による建物の解体作業に入った。同市によると、市内の空き家解体の略式代執行は今回が初めて。

市内には2021年4月現在、2652件の空き家がある。このうち、過去の調査で危険性や切迫性、周辺への影響を考慮し、特に老朽化が激しく危険な空き家7件を「特定空き家等」とした。

市では、所有者との交渉を進め除去を促し、その結果、所有者等による除去が2件、緊急対応工事が1件、3件については現在も所有建物とは木造瓦葺き平



令和5年(2023年)
8月23日(水)

発行所
島根日日新聞社
〒693-0001 出雲市今市町743-22

編集(0853)23-6760
営業(0853)23-6777
FAX(0853)24-3530
メール henshu@shimaneichinichi.co.jp

松江 TEL(0852)31-1041
FAX(0852)31-9205

雲南 TEL(0854)45-3991
FAX(0854)45-3993

大田 TEL(0854)82-7388
FAX(0854)82-7366

東京 TEL(03)3705-9393
FAX(03)6412-7661

LIVING SHIMANE
月刊無料情報紙
リビングしまね

出雲・松江・雲南・大田
市内にて設置中!

ふるさとの戦争伝えたい

平和学習部部の
須田典典さん
出雲市教職員研修で模擬授業

出雲市教育政策課主催の「出雲市ふるさと教育教職員研修会」が21日、同市斐川町上直江のアクティビカであり、平和学習部部ボランティアの須田典典さん(64)が「私たちが今を比べてみよ」の問いをもち、その上で、45年7月28日の「山陰空襲」に触れ、同町の大社墓地

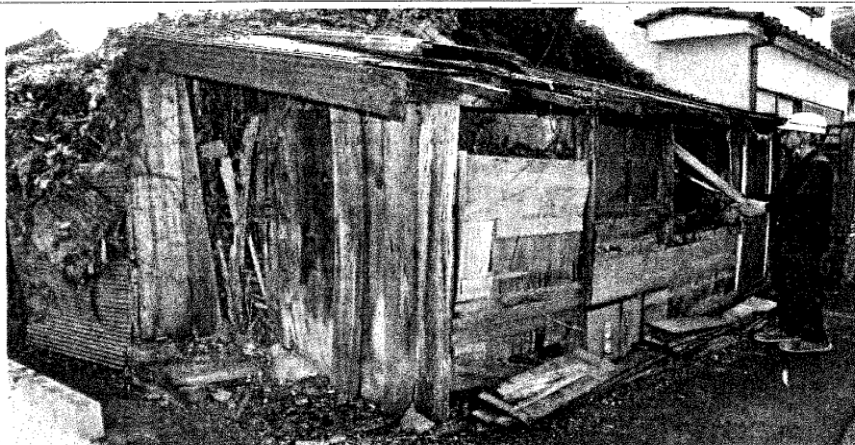
屋建て31・63平方メートル、1948年に売買が行われたことが確認されているが、当時の所有者は亡くなり、現在の空き家になって20年以上が経過しているという。土地も含め所有者が分からない状態。現場はJR出雲市駅から北東800メートル、防火地域である住宅密集地に位置する。全体的に損壊が激しく、屋根の一部は既に崩落している。建物の傾斜が大きい。周辺住民が支えやバリエードを設けている。ネコやイヌなど小動物のすみかとなり、ふん尿による悪臭やシロアリの大量発生もあり周辺住民が苦慮。さらに燃えやすい部材が多く、不審火による火災が発生した場合に延焼も懸念されている。道幅は1・3メートル、建築基準法上の道路でないため改築新築が難しい。この日は、同市都市建設部建築住宅課により現地での経緯説明に続き代執行宣言が行われ、業者による解体作業が始まった。重機が



現地説明を行う須田さん＝21日、出雲市斐川町神室

入れないため、手作業による搬出を数日かけて行う。同市空き家対策室の小形淳室長は「近隣の住民には不便、迷惑をかけたことを市として管理不全の空き家に対しては今後とも所有者に適正な管理を求めていく。除去後の利活用にも力を入れていきたい」と話している。

で急造された旧海軍大社墓地滑走路跡、山あいに掘られた高さ3・5メートル、幅4メートル、奥行き20メートルの「魚雷保管庫跡」、山陰空襲で艦載機の攻撃を受けた「新川鉄橋に残る銃弾痕」を見学。須田さんは、それぞれの場所が当時の緊迫した状況を伝える貴重な戦争遺跡であると説明した。



倒壊恐れ の空き家解体

出雲市初の略式代執行

◆読売新聞オンライン
読者会員登録で大阪本社
版朝刊の各地域版がカラ
ーでご覧いただけます

略式代執行により解体作業が始まった空き家（出雲市で）

出雲市は22日、所有者が特定できない同市今市町の空き家について、損傷が激しく倒壊の危険性が高いとして、空家対策特別措置法に基づいて略式代執行による解体工事を始めた。費用約150万円は国と県、市が分担して肩代わりするという。同法による略式代執行は市で初めて。

発表では、空き家は木造平屋で約31平方メートル。戦前か戦時中に建てられたとみられる。市は今年4月、所有者が特定できない場合は行政が撤去できる「特定空き家」に認定。22日は市職員が略式代執行の宣言を読み上げ、工事に着手した。

市によると、市内の空き家は、2021年4月時点、2652軒。特定空き家は、この空き家だけが、特に老朽化が激しい3軒につい

ては現在、所有者と撤去に向けた話し合いを続けているという。

市空き家対策室の小形淳室長は「解体や撤去は所有

者が対応すべきもの。
不全の空き家が増えな
う、所有者には適正
理を求めていきたい」
していた。

飯南町立小でいじめ

町教委、「重大事態」と判断

飯南町立小学校で昨年、小一の男児が同級生らから暴力を複数回受ける事案があり、町教育委員会がいじめと認定していたことがわかった。被害男児の母親が21日に記者会見して明らかにした。

たり、腕に鉛筆を刺されたりしたほか、別の児童から下半身をたたかれるなどしたという。男児は同年の2学期から学校に通えなくなり、現在はフリースクールに通っているという。

町教委は22日に町役場で

記者会見を開き、経緯を説明。母親の報告を受けて設置した第三者委員会から「ハックがわかって二、三

まだ改善につながって
ず心苦しい。早期解決
すて話し合いを続けた

いじめ事案について説明
大谷教育長（飯南町役場）